

事業概要



Meat Hygiene Inspection Center
Annual Report

2020. 4～2021. 3 旭川市食肉衛生検査所
Asahikawa City
Meat Hygiene Inspection Center

目次

第1章 食肉衛生検査所の概要

1. 沿革	1
2. 組織	
(1) 組織機構	1
(2) 職員構成	2
3. 食肉衛生検査所の設置及び行政組織等	
(1) 旭川市食肉衛生検査所条例（抜粋）	2
(2) 旭川市保健所条例施行規則（抜粋）	2
(3) 旭川市食肉衛生検査所条例施行規則（抜粋）	3
(4) 旭川市と畜場法施行条例（抜粋）	3
(5) 旭川市事務専決規程（抜粋）	4
(6) 旭川市保健所長及び旭川市食肉衛生検査所長に対する事務委任規則（抜粋・要約）	5
4. 施設の概要	6

第2章 業務の概要

1. と畜検査	
(1) 検査頭数	7
(2) 検査結果	8
2. 試験検査	
(1) 精密検査	9
(2) 残留動物用医薬品検査	9
(3) エキノコックス検査	10
(4) 微生物汚染モニタリング検査	10

3. 監視指導	
(1) と畜場における衛生管理状況の点検・指導	1 1
(2) と畜場附帯施設の衛生対策	1 1
4. 食肉衛生対策	
(1) 衛生教育の実施状況	1 2
(2) 食肉衛生に関する情報の収集・提供及び啓発状況	1 2
(3) 職員研修状況	1 2
(4) 検査証明書の発行	1 3
5. 検査データの活用	1 3

第3章 統計

1. 年度別検査頭数	1 4
2. 月別検査頭数	1 5
3. 産地別検査頭数割合	
(1) 牛・豚	1 6
(2) 子牛（1年未満）・馬・めん羊・山羊	1 7
4. と畜検査結果及び措置状況	
(1) とさつ禁止全部廃棄	1 8
(2) 月別措置状況	1 8
(3) 一部廃棄	
ア 牛（肉用種）	1 9
イ 牛（乳用肥育）	2 0
ウ 牛（乳用その他）	2 1
エ 子牛（1年未満）	2 2
オ 馬	2 3
カ 豚	2 4
キ めん羊・山羊	2 5
5. 精密検査	2 6
6. 残留動物用医薬品検査	
(1) 抗生物質	2 6
(2) 合成抗菌剤，寄生虫用剤，ホルモン剤	2 6
7. 微生物汚染モニタリング検査	2 7

第1章 食肉衛生検査所の概要

A Summary of The Meat Hygiene Inspection Center

1. 沿革

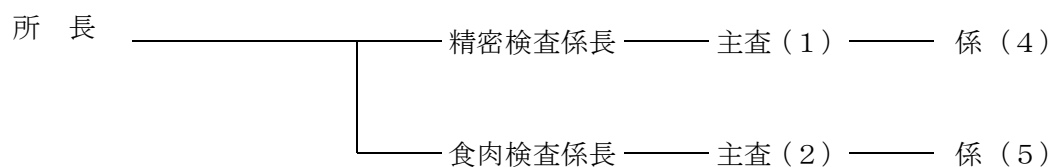
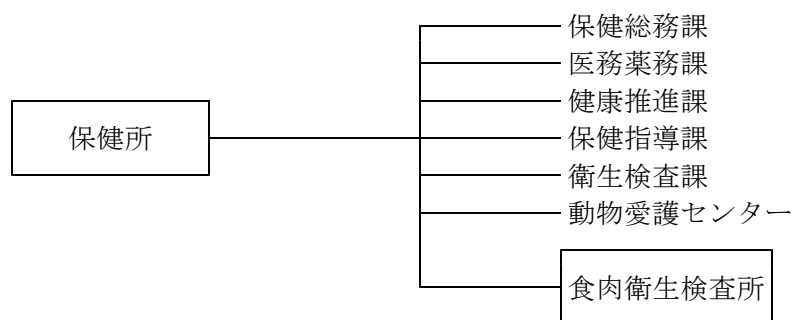
History

- 昭和54年2月1日 (株)上川畜産公社(現(株)北海道畜産公社上川工場)上川総合食肉流通センターの開設に伴い、北海道旭川保健所旭川食肉検査事務所が設置される。
- 平成11年12月15日 旭川市食肉衛生検査所条例が公布される。
- 平成12年4月1日 旭川市の中核市移行に伴い、北海道から引き継ぎ、旭川市食肉衛生検査所(管理係、試験指導係、検査第1係、検査第2係)として業務を開始する。
- 平成18年4月1日 組織機構改正に伴い、試験指導係、検査第1係、検査第2係の3係となる。
- 平成20年5月1日 組織機構改正に伴い、保健所に属する第1種施設となる。併せて精密検査係(旧試験指導係)、食肉検査係(旧検査第1・第2係の統合)の2係となる。

2. 組織

Organization

(1)組織機構



(令和3年4月1日現在)

(2)職員構成

技術 (獣医師他)	事務	嘱託職員			計
		獣医師	検査補助員	管理業務員	
14	1	6	4	1	26

(令和3年4月1日現在)

3. 食肉衛生検査所の設置及び行政組織等

Establishment and the Organization of the Meat Inspection Center

(1)旭川市食肉衛生検査所条例(抜粋)

(設置)

第1条 本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156号第1項の規定に基づき、食肉衛生検査所を設置する。

(名称等)

第2条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
旭川市食肉衛生検査所	旭川市東鷹栖6線12号	本市の区域

(2)旭川市保健所条例施行規則(抜粋)

(組織)

第3条 旭川市保健所(以下「保健所」という。)に次の課及び係を置く。

保健総務課

医務薬務課

健康推進課 健康推進係、保健予防係、こころの健康係

保健指導課

衛生検査課 生活衛生係、食品保健係、試験検査係

2 保健所に属する施設(以下「第1種施設」という。)は、次のとおりとし、その分掌する事務は、別に定めるところによる。

第1種施設

保健所 食肉衛生検査所、動物愛護センター

(3)旭川市食肉衛生検査所条例施行規則(抜粋)

(組織)

第2条 旭川市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)に次の係を置く。

精密検査係

食肉検査係

(分掌事務)

第5条 検査所は、次の事務を分掌する。

精密検査係

- (1) 検査所の管理及び庶務に関する事。
- (2) 試験及び検査に関する事。
- (3) 調査及び研究に関する事。
- (4) 依頼検査に関する事。
- (5) と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理場を除く。)の衛生管理に関する事。
- (6) 食肉衛生に係る情報の収集、分析及び提供に関する事。
- (7) 関係機関及び団体等との連携に係る企画及び調整に関する事。
- (8) 食肉衛生に係る職員研修に関する事。

食肉検査係

- (1) と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく許認可に関する事。
- (2) 獣畜のと畜検査に関する事。
- (3) 病畜のと畜検査に関する事。
- (4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく許認可(認定小規模食鳥処理場に係るものを除く。)に関する事。
- (5) 食鳥検査に関する事。
- (6) と畜場における食品衛生に関する事。
- (7) と畜場における食品表示に関する事。
- (8) と畜場における食品の輸出に関する事。
- (9) と畜場における使用水の衛生に関する事。
- (10) と畜場における汚水及び汚物処理施設の監視指導に関する事。
- (11) と畜場における化製場等の衛生に関する事。
- (12) と畜場におけるねずみ及び衛生害虫の駆除に関する事。

(4)旭川市と畜場法施行条例(抜粋)

(手数料)

第9条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

(1)～(2)省略

(3)とさつ又は解体の検査を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ当該区分に掲げる額

ア 牛(生後1年以上)	1頭につき	1,200円
イ 牛(生後1月以上1年未満)	1頭につき	1,000円
ウ 牛(生後1月未満)	1頭につき	400円
エ 馬(生後1年以上)	1頭につき	1,200円
オ 馬(生後1年未満)	1頭につき	1,000円
カ 豚	1頭につき	400円
キ めん羊	1頭につき	400円
ク 山羊	1頭につき	400円

(平成20年6月1日から施行)

(5)旭川市事務専決規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長の権限に属する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この訓令について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 省略
- (2) 部長 部及びこれに相当する組織（議会事務局及び会計課を含む。）の長並びに担当部長及び防災監をいう。
- (3) 課長 課及びこれに相当する組織（議会事務局の各課を含む。）の長並びに担当課長をいう。
- (4), (5) 省略

(専決事項)

第4条 市長及び専決者の決裁事項及び専決事項は、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。ただし、議会事務局の職員（市長の併任発令を受けた職員に限る。）にあつては、別表第3のとおりとする。

2 専決者は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられていない事項であっても専決に属する事務については、これを専決することができる。

別表第2

個別専決事項

7 保健所

組織名	事項		決裁区分				
			専決者				市長
			係長	課長	部長	副市長	
食肉衛生検査所	1	と畜場の設置の許可等					○
	2	処理する獣畜の種類及び頭数の制限		○			
	3	食鳥処理業（認定小規模処理業を除く。）の許可，許可の取消し，停止命令等					○

(6)旭川市保健所長及び旭川市食肉衛生検査所長に対する事務委任規則(抜粋・要約)

(食肉衛生検査所長への委任事務)

第3条 次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。

法令・条項	事務名
と畜場法	
第7条第6項	衛生管理責任者の配置及び変更の届出の受理
第8条	衛生管理責任者の解任命令
第10条第2項	作業衛生責任者の配置及び変更の届出の受理、並びに解任の命令
第13条第1項第1号	自己消費のための獣畜のとさつの届出の受理
第13条第3項	と畜場外でのとさつ又は解体する場合の場所等の指示
第14条第1項	獣畜のとさつ前の検査
第14条第2項	獣畜の解体前の検査
第14条第3項	獣畜の解体後の検査
第14条第4項	特に検査を必要としないものの認定
第16条	検査の結果に基づく公衆衛生上必要な措置
第17条第1項	設置者からの報告の徴収、と畜場への立入検査
第18条第1項	と畜場施設の使用制限又は停止の命令
第18条第2項	とさつ又は解体の停止、禁止の命令
と畜場法施行令	
第4条第2号	と畜場以外の場所でのとさつの許可(許可に限る。)
と畜場法施行規則	
第12条第3項第3号	持ち出された獣畜の肉等が焼却されたことの報告の受理
旭川市と畜場法施行条例	
第3条	と畜場完成届の受理
第8条	と畜場の休止、廃止、再開の届出の受理
食品衛生法(と畜場等の敷地内施設に限る。)	
第28条第1項	営業者からの報告の徴収等
第30条第2項	食品衛生監視員に対する監督指導命令
第54条	食品等の廃棄、必要な措置の命令、許可の取消
化製場等に関する法律(と畜場等の敷地内施設に限る。)	
第6条第1項	報告の徴収及び立入検査(8条準用を含む。)
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(認定小規模食鳥処理場を除く。)	
第9条	設備基準不適合の場合の事業の全部又は一部の停止(許可の取消を除く。)
第15条第1項	生体検査
第15条第2項	内臓摘出前のとたいの体表状況の検査(脱羽後検査)
第15条第3項	内臓及び中抜とたいの内側面状況の検査(内臓摘出後検査)
第17条第1項	持ち出しの禁止
第20条	内臓の摘出禁止、消毒、廃棄等の措置
第35条第1項	指定検査機関の業務休止等の場合の食鳥検査の実施
第37条第1項	食鳥処理衛生管理者等からの報告の徴収
第38条第1項	食鳥処理場への立入検査、質問、収去
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(認定小規模食鳥処理場を除く。)	
第27条第2項	食鳥検査申請書の受理
第46条	報告事項及び理由・制限の通知
旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例(認定小規模食鳥処理場を除く。)	
第11条第1項	届出食肉販売業者届出済票の交付
第12条第1項	食鳥処理事業許可証又は届出食肉販売業者届出済票の再交付
第12条第4項	返納された許可証又は届出済票の受理
農林水産物及び輸出入の促進に関する法律(と畜場等の敷地内施設に限る。)	
第15条第2項	輸出証明書の発行
第16条第2項	適合区域の指定
第16条第3項	適合区域の適合確認
第16条第4項	適合区域の指定取消及び変更
第16条第5項	適合区域の指定等に係る国への報告義務
第17条第2項	適合施設の認定
第17条第4項	適合施設の適合確認
第17条第5項	適合施設の認定取消
第17条第6項	適合施設の認定等に係る国への報告義務
第38条第2項	適合施設からの報告の徴収、物件の提出要求
第38条第5項	輸出証明書発行及び適合施設認定の取消要件
食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(と畜場等の敷地内施設に限る。)	
第7条第1項	食品関連事業者に対する指示、その公表
第7条第2項	指示に係る措置をとらない食品関連事業者に対する措置命令、その公表
第7条第3項	緊急時における食品関連事業者に対する食品の回収等の命令、業務の停止
第7条第4項	食品関連事業者等からの報告の徴収、物件の提出要求
第7条第5項	食品関連事業者及びその事業に係る事業所からの報告の徴収、物件の提出要求
第7条第6項	食品関連事業者等及び関係事業者への立入検査、質問、収去
第7条第7項	不適正な食品表示についての申出の受付、必要な調査

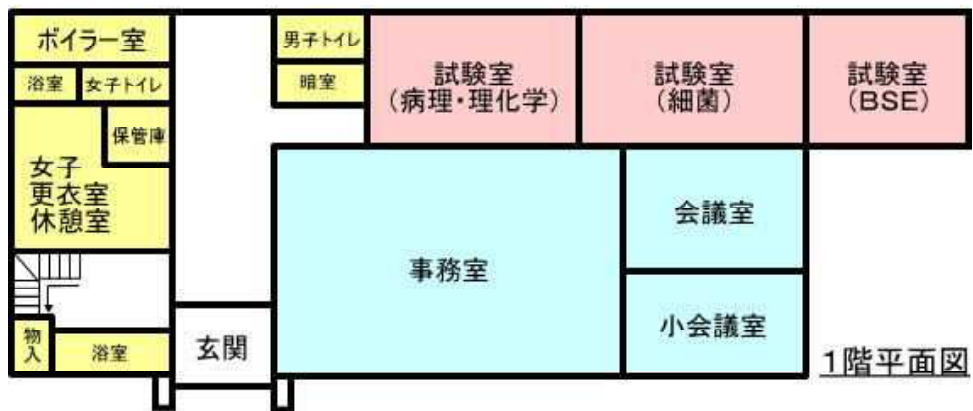
4. 施設の概要

Location and Floor Plan

所在地 旭川市東鷹栖6線12号
 敷地面積 845.00㎡
 庁舎の構造・面積 木造モルタル・417.65㎡



【位置図】



【建物平面図】

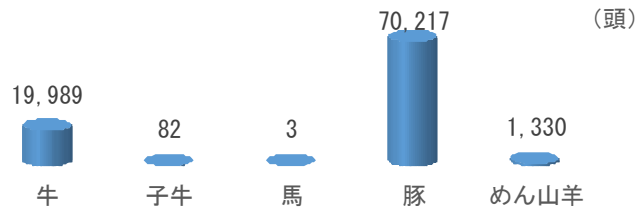
第2章 業務の概要 Results

1. と畜検査

Meat Inspection

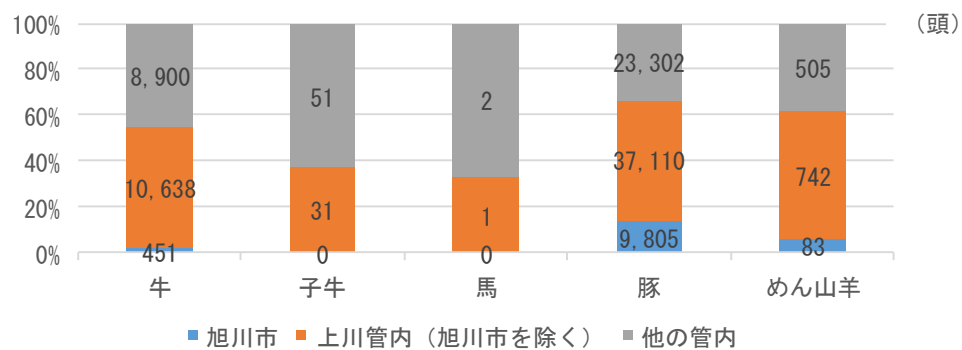
(1) 検査頭数 総検査頭数 91,621 頭 (小動物換算 131,745 頭)

① 令和2年度畜種別検査頭数

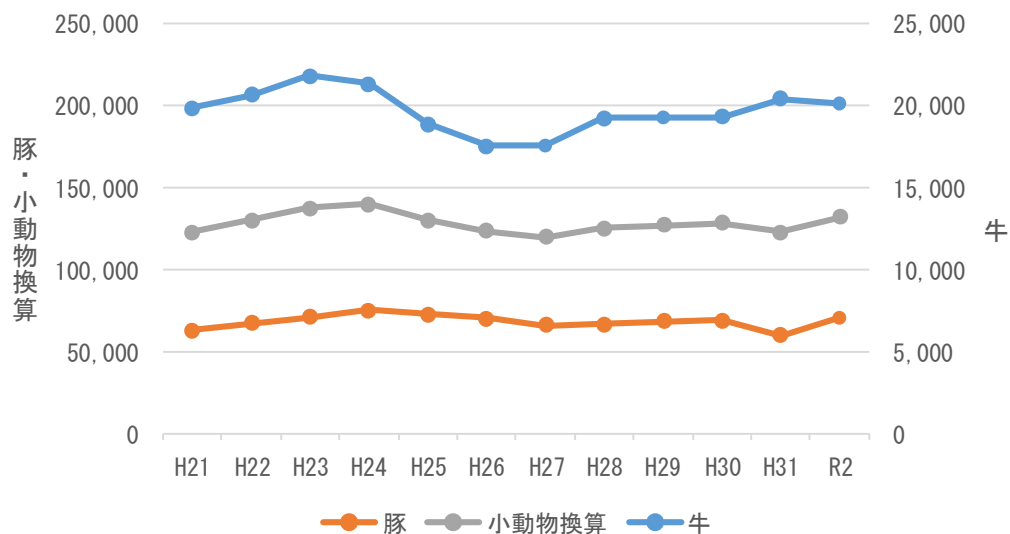


※子牛とは生後1年未満の牛をいう。

② 生産地別検査頭数割合

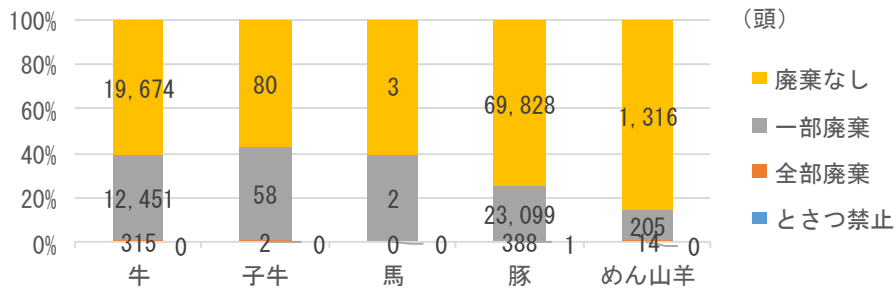


③ 年度別検査頭数割合

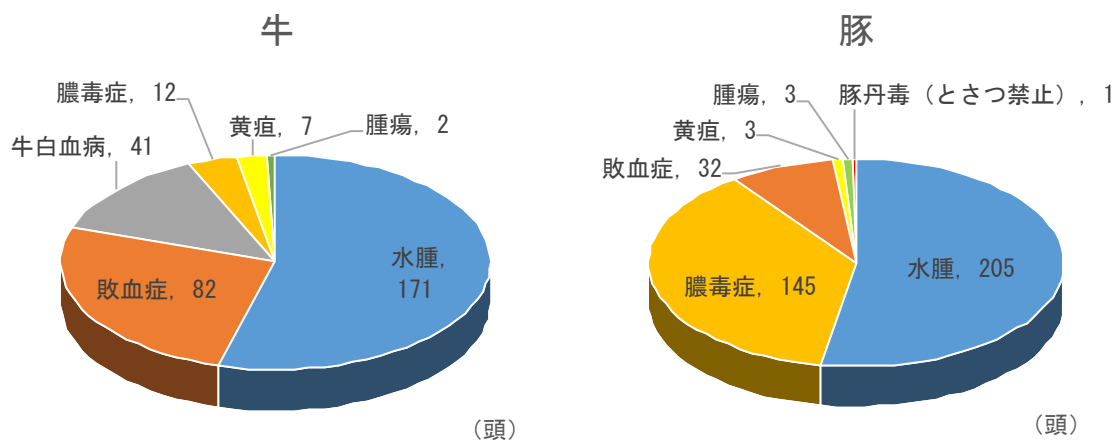


(2) 検査結果

① 検査措置状況



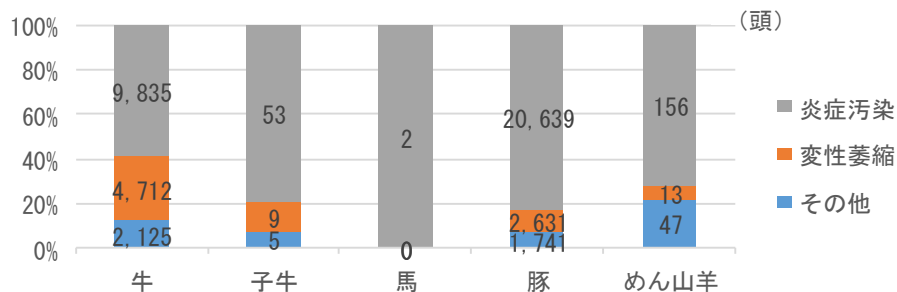
② とさつ禁止及び全部廃棄原因内訳 (牛・豚)



全部廃棄頭数 315 頭
 廃棄率 1.58%

とさつ禁止頭数 1 頭
 全部廃棄頭数 388 頭
 とさつ禁止及び廃棄率 0.55%

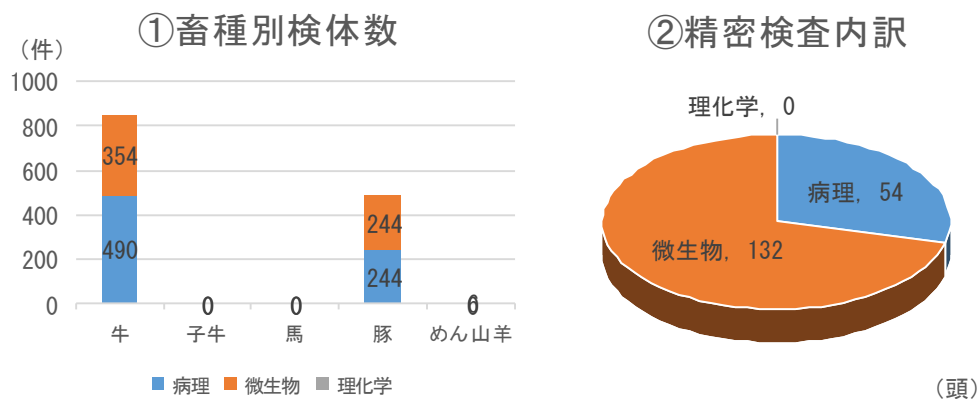
③ 一部廃棄原因内訳



2. 試験検査

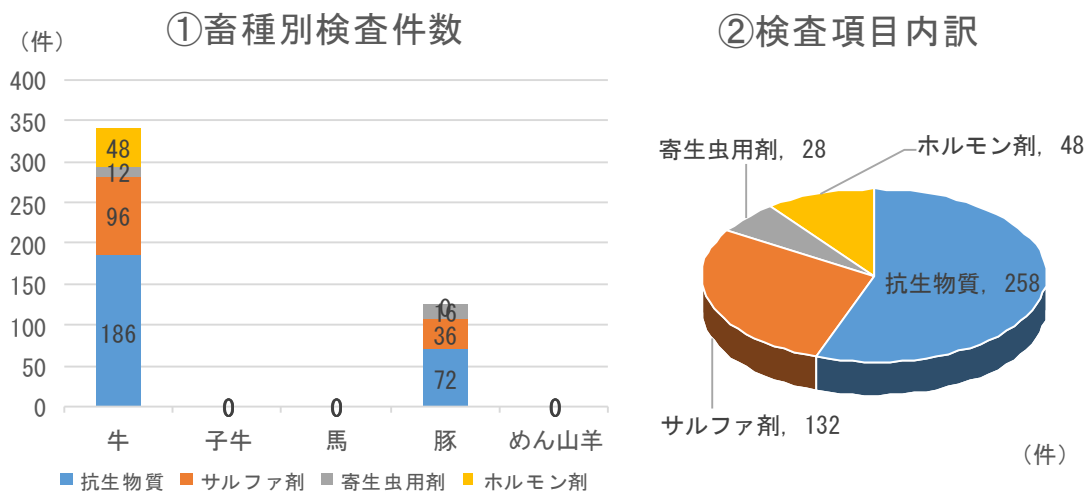
Laboratory for investigating pathogens

(1) 精密検査 検体数 1,137 件 (検査頭数 138 頭)



(2) 残留動物用医薬品検査 検査件数 466 件 (検査頭数 43 頭)

- 残留を疑った獣畜については、随時検査を実施しています。
- 検査結果は、全頭不検出または基準値以下でした。



※ホルモン剤： α トレンボロン, β トレンボロン

※寄生虫用剤：チアベンダゾール, イベルメクチン

※サルファ剤：スルファメラジン, スルファジミジン, スルファモメキシム, スルファジメキシム, スルファキノキサリン

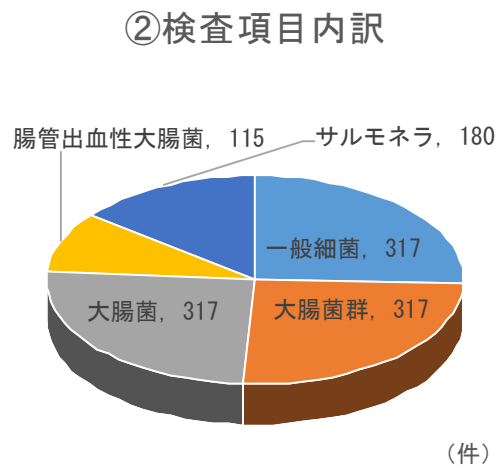
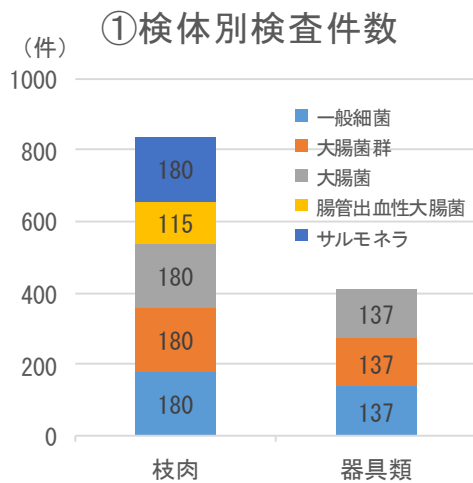
(3) エキノコックス検査

「旭川市エキノコックス症対策実施要領」に定める媒介動物対策に基づき、エキノコックス検査を実施しています。豚207頭の肝臓からエキノコックスが見つかりました。

畜種	発生豚舎数	発生頭数
豚	14戸 (新発豚舎なし)	207頭

(4) 微生物汚染モニタリング検査 検査件数 1,246件 (検体数 317)

と畜場の衛生管理状況を把握し、食肉の微生物汚染を防止するため、施設・器具及び枝肉について定期的にモニタリング検査を実施しています。



3. 監視指導

Guidance and Monitoring

(1) と畜場の衛生対策

① と畜場における衛生管理状況の点検・指導 実施回数 72回

と畜場法に基づき、と畜場の各処理施設と設備の点検指導を定期的に行っています。

施設名	点検・指導内容	回数
大動物処理施設	施設・設備基準	12
	衛生保持基準	12
	衛生措置基準	12
小動物処理施設	施設・設備基準	12
	衛生保持基準	12
	衛生措置基準	12

② 特定部位の取扱と分別管理状況の点検 実施回数 244回

(2) と畜場付帯施設の衛生対策 実施回数 33回

と畜場における食品・環境衛生水準向上のため、計画的に付帯施設の監視指導を実施しました。また、と畜場外の清掃・保守整備状況等の点検を実施し、苦情・事故の発生防止に努めています。

監視・点検・確認内容	回数
飲食店(食堂)	2
食肉処理施設	12
食品の冷凍冷蔵庫	2
食用油脂製造施設	2
食肉及び副生産物運搬車両	5
給水施設	2
廃水処理施設	2
化製場等	4
と畜場周辺の環境パトロール	2

4. 食肉衛生対策

Measure for Keeping the Meat in Sanitary Condition

(1) 衛生教育の実施状況

研 修 会 名	実 施 状 況
看 護 学 生 実 習	新型コロナ感染症拡大防止のため資料配付で代替
医 大 生 研 修	新型コロナ感染症拡大防止のため資料配付で代替
J I C A 保 健 行 政 研 修	新型コロナ感染症拡大防止のため中止
獣医学生インターンシップ	新型コロナ感染症拡大防止のため中止

(2) 食肉衛生に関する情報の収集・提供及び啓発状況

生産から加工，流通，消費に至る食肉衛生と品質管理の向上を図るため，関係機関と連携して情報を収集し，HPを開設し情報の提供を行っています。

会 議 名	実 施 状 況
食肉検査・臨床獣医師交流研修会	新型コロナ感染症拡大防止のため中止

(3) 職員研修状況

職員の資質の向上を図るため，職場内研修を実施しています。

研 修 会 名	回数(回)	受講人数(人)
保 健 所 新 任 職 員 研 修	1	7
所 内 研 修 会	3	34

(4) 検査証明書の発行

① と畜検査証明書

ア 検査合格証明書：11,307件

イ 一部廃棄証明書：35件

ウ 全部廃棄証明書：322件

② その他証明書

ア 豚原皮：15件（43,519頭分）

イ 牛原皮：3件（1,700頭分）

ウ 牛肉：2件

エ 豚副生物：4件

5. 検査データの活用

Feedback of Meat Inspection Data

生産者が食肉検査データを活用することにより、生産性の向上と健康な家畜の生産に役立てることを目的として、検査結果に基づき疾病の発生状況などを整理・分析し、個別にデータを還元しています。

データ還元

生産者数：18戸

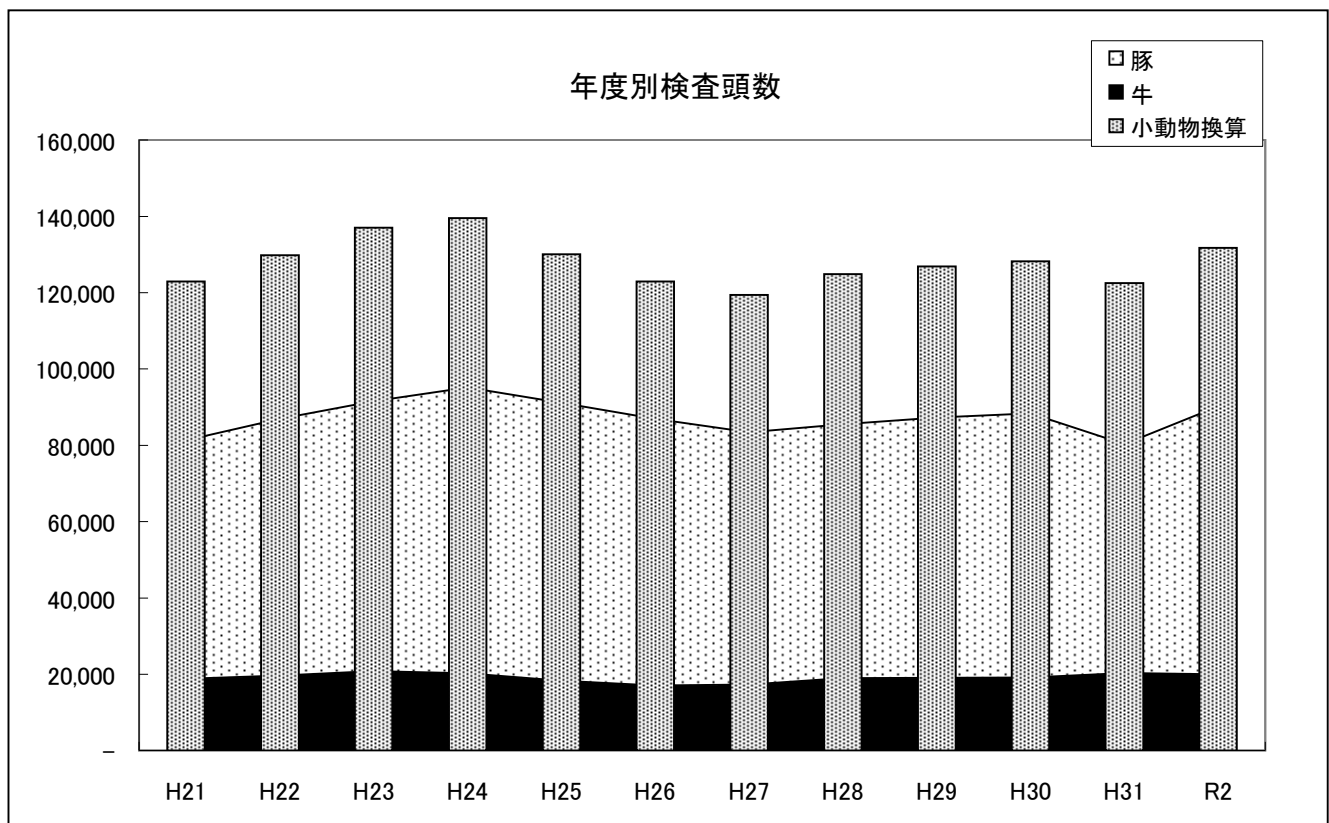
還元回数：175回

第3章 統計 Statistics

1. 年度別検査頭数

Annual Data of Inspected Livestock

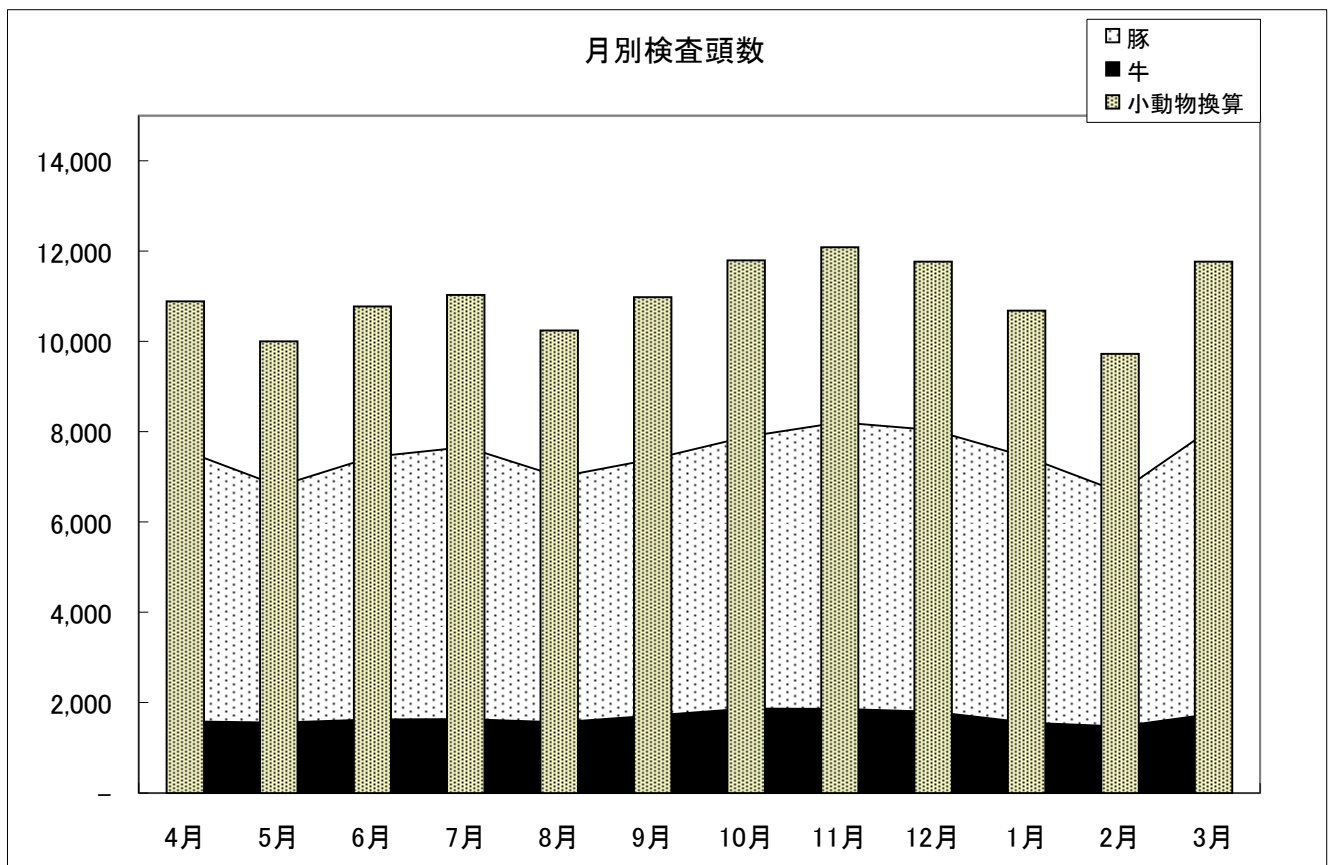
畜種 年度	牛				子牛		馬		豚	めん羊	山羊	合計	小動物 換算	検査日数
	肉用種	乳用種		計	1ヶ月 以上 1年未満	1ヶ月 未満	大	小						
		乳用肥育	乳用他											
H21	5,679	5,316	7,776	18,771	758	255	7	-	62,579	1,449	26	83,845	122,917	249
H22	5,744	5,424	8,447	19,615	629	366	5	-	67,332	1,284	40	89,271	129,769	246
H23	5,520	6,333	8,949	20,802	588	379	5	-	70,759	1,645	46	94,224	137,014	246
H24	4,618	6,596	9,014	20,228	577	495	9	-	74,932	1,588	38	97,867	139,495	248
H25	4,161	6,550	7,618	18,329	265	238	8	-	72,783	1,179	1	92,803	130,007	246
H26	4,653	6,069	6,309	17,031	209	228	5	1	69,899	1,093	3	88,469	122,961	247
H27	4,711	6,555	6,078	17,344	120	42	4	-	66,051	950	-	84,511	119,447	246
H28	4,639	8,060	6,334	19,033	93	34	5	-	66,459	975	-	86,599	124,861	245
H29	4,918	8,228	5,964	19,110	87	11	3	-	68,163	1,016	18	88,408	126,808	245
H30	5,033	7,996	6,170	19,199	60	15	4	-	69,163	1,257	2	89,700	128,226	244
H31	5,423	7,986	6,862	20,271	65	16	4	-	60,006	1,458	5	81,825	122,505	242
R2	5,661	7,511	6,817	19,989	70	12	3	-	70,217	1,326	4	91,621	131,745	244



2. 月別検査頭数

Monthly Data of Inspected Livestock

畜種 月	牛				子牛		馬		豚	めん羊	山羊	合計	小動物換算	検査日数
	肉用種	乳用種		計	1ヶ月以上 1年未満	1ヶ月未満	大	小						
		乳用肥育	乳用他											
4	418	627	539	1,584	3	-	-	-	5,992	138	-	7,717	10,891	21
5	351	643	558	1,552	9	1	1	-	5,247	70	-	6,880	10,004	18
6	489	645	495	1,629	4	1	1	-	5,813	60	-	7,508	10,776	22
7	509	614	511	1,634	3	1	-	-	6,026	95	-	7,759	11,033	21
8	424	575	561	1,560	3	4	-	-	5,445	103	2	7,117	10,243	19
9	442	636	633	1,711	5	-	1	-	5,681	147	-	7,545	10,979	20
10	478	598	797	1,873	10	-	-	-	6,012	134	-	8,029	11,795	22
11	688	654	519	1,861	7	-	-	-	6,348	129	-	8,345	12,081	21
12	500	662	637	1,799	10	2	-	-	6,233	104	-	8,148	11,766	21
1	433	630	492	1,555	1	1	-	-	5,888	128	-	7,573	10,685	18
2	420	638	413	1,471	7	1	-	-	5,189	102	1	6,771	9,727	18
3	509	589	662	1,760	8	1	-	-	6,343	116	1	8,229	11,765	23
合計	5,661	7,511	6,817	19,989	70	12	3	-	70,217	1,326	4	91,621	131,745	244



3. 産地別検査頭数割合

The Number of Checked Livestock by Location

(1) 牛・豚

畜種 産地	牛								豚	
	肉用種		乳用肥育		乳用その他		合計		頭数	%
	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%		
旭川市	76	1.3	275	3.7	100	1.5	451	2.3	9,805	14.0
士別市	621	11.0	1,962	26.1	111	1.6	2,694	13.5	277	0.4
名寄市	-	-	-	-	38	0.6	38	0.2	11,992	17.1
富良野市	1	0.0	-	-	478	7.0	479	2.4	7,045	10.0
鷹栖町	33	0.6	-	-	10	0.1	43	0.2	-	-
東神楽町	6	0.1	-	-	83	1.2	89	0.4	-	-
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	19	0.0
比布町	-	-	-	-	2	0.0	2	0.0	3	0.0
愛別町	251	4.4	-	-	-	-	251	1.3	-	-
上川町	5	0.1	437	5.8	130	1.9	572	2.9	2,937	4.2
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美瑛町	259	4.6	2,372	31.6	310	4.5	2,941	14.7	8,787	12.5
上富良野町	2,690	47.5	-	-	72	1.1	2,762	13.8	6,050	8.6
中富良野町	4	0.1	-	-	12	0.2	16	0.1	-	-
南富良野町	1	0.0	-	-	20	0.3	21	0.1	-	-
占冠村	-	-	-	-	4	0.1	4	0.0	-	-
和寒町	3	0.1	-	-	13	0.2	16	0.1	-	-
剣淵町	-	-	-	-	11	0.2	11	0.1	-	-
下川町	2	0.0	-	-	99	1.5	101	0.5	-	-
美深町	18	0.3	488	6.5	65	1.0	571	2.9	-	-
音威子府村	-	-	-	-	4	0.1	4	0.0	-	-
中川町	-	-	-	-	17	0.2	17	0.1	-	-
幌加内町	-	-	-	-	6	0.1	6	0.0	-	-
上川管内	3,970	70.1	5,534	73.7	1,585	23.3	11,089	55.5	46,915	66.8
石狩管内	1	0.0	-	-	38	0.6	39	0.2	-	-
渡島管内	1	0.0	-	-	5	0.1	6	0.0	-	-
檜山管内	3	0.1	-	-	-	-	3	0.0	-	-
後志管内	-	-	-	-	17	0.2	17	0.1	2,238	3.2
空知管内	429	7.6	16	0.2	38	0.6	483	2.4	11,254	16.0
留萌管内	79	1.4	706	9.4	859	12.6	1,644	8.2	1,156	1.6
宗谷管内	652	11.5	3	0.0	3,703	54.3	4,358	21.8	36	0.1
オホーツク管内	472	8.3	1,249	16.6	373	5.5	2,094	10.5	1,249	1.8
胆振管内	2	0.0	-	-	14	0.2	16	0.1	1,499	2.1
日高管内	7	0.1	-	-	99	1.5	106	0.5	1,677	2.4
十勝管内	43	0.8	1	0.0	4	0.1	48	0.2	4,002	5.7
釧路管内	-	-	2	0.0	9	0.1	11	0.1	191	0.3
根室管内	2	0.0	-	-	73	1.1	75	0.4	-	-
他管内	1,691	29.9	1,977	26.3	5,232	76.7	8,900	44.5	23,302	33.2
道外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5,661	100.0	7,511	100.0	6,817	100.0	19,989	100.0	70,217	100.0

(2) 子牛(1年未満)・馬・めん羊・山羊

生産地	子牛						馬		めん羊・山羊	
	1ヶ月以上1年未満		1ヶ月未満		合計		頭数	%	頭数	%
	頭数	%	頭数	%	頭数	%				
旭川市	-	-	-	-	-	-	-	-	83	6.2
士別市	4	5.7	-	-	4	4.9	-	-	514	38.6
名寄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富良野市	6	8.6	-	-	6	7.3	-	-	-	-
鷹栖町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東神楽町	1	1.4	-	-	1	1.2	-	-	-	-
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比布町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川町	2	2.9	-	-	2	2.4	-	-	-	-
東川町	-	-	-	-	-	-	1	33.3	-	-
美瑛町	7	10.0	-	-	7	8.5	-	-	-	-
上富良野町	5	7.1	-	-	5	6.1	-	-	-	-
中富良野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南富良野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
占冠村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和寒町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1
剣淵町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1
下川町	1	1.4	-	-	1	1.2	-	-	-	-
美深町	3	4.3	-	-	3	3.7	-	-	226	17.0
音威子府村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中川町	1	1.4	-	-	1	1.2	-	-	-	-
幌加内町	1	1.4	-	-	1	1.2	-	-	-	-
上川管内	31	44.3	-	-	31	37.8	1	33.3	825	62.0
石狩管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
渡島管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
檜山管内	1	1.4	-	-	1	1.2	-	-	-	-
後志管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
空知管内	7	10.0	-	-	7	8.5	-	-	397	29.8
留萌管内	-	-	2	16.7	2	2.4	-	-	103	7.7
宗谷管内	21	30.0	10	83.3	31	37.8	-	-	4	0.3
オホーツク管内	1	1.4	-	-	1	1.2	2	66.7	1	0.1
胆振管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日高管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
十勝管内	6	8.6	-	-	6	7.3	-	-	-	-
釧路管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
根室管内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他管内	36	51.4	12	100.0	48	58.5	2	66.7	505	38.0
道外	3	4.3	-	-	3	3.7	-	-	-	-
合計	70	100.0	12	100.0	82	100.0	3	100.0	1,330	100.0

4. と畜検査結果及び措置状況

Preventative Slaughtering and Discarding of Carcass

(1) とさつ禁止・全部廃棄

畜種 疾病名	牛		子牛(1年未満)		馬		豚		めん山羊		合計	
	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄	とさつ禁止	全部廃棄
敗血症	-	82	-	-	-	-	-	32	-	1	-	115
膿毒症	-	12	-	-	-	-	-	145	-	1	-	158
高度の水腫	-	171	-	2	-	-	-	205	-	12	-	390
尿毒症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高度の黄疸	-	7	-	-	-	-	-	3	-	-	-	10
豚丹毒	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
白血病	-	41	-	-	-	-	-	3	-	-	-	44
腫瘍	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
熱性諸症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	315	0	2	0	0	1	388	0	14	1	719

(2) 月別措置状況

措置 月	とさつ禁止・全部廃棄頭数					一部廃棄頭数				
	牛	子牛 (1年未満)	馬	豚	めん山羊	牛	子牛 (1年未満)	馬	豚	めん山羊
4	25	-	-	22	3	1,008	3	-	2,165	27
5	24	-	-	27	2	1,008	9	-	1,828	11
6	35	-	-	27	1	1,015	4	1	2,040	11
7	27	-	-	58	4	1,017	3	-	2,120	11
8	31	-	-	29	1	953	3	-	1,857	15
9	29	-	-	12	3	1,083	4	1	1,797	27
10	28	1	-	25	-	1,149	8	-	1,883	22
11	19	-	-	53	-	1,079	6	-	2,113	28
12	18	1	-	51	-	1,119	6	-	2,074	19
1	26	-	-	33	-	958	1	-	1,842	13
2	14	-	-	21	-	942	6	-	1,517	7
3	39	-	-	31	-	1,120	5	-	1,863	14
合計	315	2	0	389	14	12,451	58	2	23,099	205

5. 精密検査

Inspection Results of Laboratory

畜種	項目	頭数	検体数	内 訳			検査後措置		
				病 理	微生物	理化学	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛		84	844	490	354	-	-	73	11
子牛		-	-	-	-	-	-	-	-
馬		-	-	-	-	-	-	-	-
豚		53	287	43	244	-	-	35	18
めん山羊		1	6	-	6	-	-	1	-
計		138	1,137	533	604	0	0	109	29

6. 残留動物用医薬品検査

Results of Antibacterial Residue Test

(1) 抗生物質

畜種	項目	頭数	検体数	件数	陽性頭数
牛		31	62	186	-
		31	62	186	-
子牛		-	-	-	-
		-	-	-	-
馬		-	-	-	-
		-	-	-	-
豚		12	24	72	-
		12	24	72	-
めん山羊		-	-	-	-
		-	-	-	-
計		43	86	258	0
		43	86	258	0

① 検査方法は簡易検査法と系統別推定法の併用

② 下段はモニタリング検査の再掲

③ 検査結果
全て陰性または基準値以下

(2) 合成抗菌剤、寄生虫用剤、ホルモン剤

畜種	項目	頭数	検体数	件数	陽性頭数
牛		12	36	156	-
		12	36	156	-
子牛		-	-	-	-
		-	-	-	-
馬		-	-	-	-
		-	-	-	-
豚		12	28	52	-
		12	28	52	-
めん山羊		-	-	-	-
		-	-	-	-
計		24	64	208	0
		24	64	208	0

① 検査方法はHPLCによる一斉分析法

② 下段はモニタリング検査の再掲

③ 検査結果
全て陰性または基準値以下

7. 微生物汚染モニタリング検査 Evaluation of Microbial Control Practices

項目 畜種	検体数	内 訳					延 件 数
		一般細菌	大腸菌群	大腸菌	腸管出血性 大腸菌	サルモネラ	
枝 肉	180	180	180	180	115	180	835
器具類	137	137	137	137	-	-	411
計	317	317	317	317	115	180	1,246